入札・契約のしおり

平成２１年８月施行

令和８年１０月改正

福　　崎　　町

【 入札・契約のしおり】

（趣旨）

第１　このしおりは、福崎町の工事又は工事に係る設計、測量若しくは調査業務委託（以下「工事等」という。）の一般競争入札及び指名競争入札（以下「入札」という。）に参加する者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「自治法」という。）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「自治法施行令」という。）、福崎町財務規則（昭和 58 年規則第 4 号。以下「財務規則」という。）その他の法令、規則などに基づきその要旨を記載したもので、入札参加者は、このしおりを十分承知して入札に参加してください。

（関係法令の遵守）

第２　入札参加者は、次の各号に掲げる事項に特に注意するほか、関係法令を遵守し信義誠実の原則を守り、町民の信頼を失うことのないよう努めなければなりません。

（入札参加）

第３　入札参加者は、次の各号に掲げる事項に留意のうえ、関係法令を遵守し信義誠実の原則を守り、町民の信頼を失うことのないよう努めなければなりません。

①　連合（談合）その他不正な行為は絶対に行わないこと。

②　刑法（明治 40 年法律第 45 号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）を遵守し、入札の公正、公平を害する行為を行わないこと。

③　建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「建設業法」という。）に違反する一括下請契約、その他不適切な形態による下請契約により工事を実施するなど、契約当事者相互間の信頼関係を損なうような行為を行わないこと。

④　公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）に基づき発注者が実施する工事現場の施工体制の点検に協力する等、請負者に課せられた義務を遵守し、公共工事の適正な施工を害する行為を行わないこと。

⑤　積算にあたっては、十分調査、研究し的確な積算を行うよう心掛け、積算根拠の提出を求められても提出できるようにしておくこと。

（入札参加の資格制限）

第４　次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができません。

①　自治法施行令第１６７条の４第１項の規定に該当する者

② 自治法施行令第１６７条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後２年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

③ 福崎町入札参加資格制限基準（昭和 47 年福崎町告示第 19 の３号）に規定する者

（指名停止）

第５ 入札参加者が、福崎町指名停止基準（平成６年福崎町告示第 55 号）の別表各号のいずれかに該当すると認められるときは、指名停止を行います。

２ 入札通知を受けた者が開札時までに前項の指名停止を受けたときは、入札に参加することはできません。

３ 一般競争入札においては、入札参加資格があると確認された者であっても、開札時までに指名停止を受けた者は、入札に参加することはできません。

（経営事項審査）

第６ 町から建設工事を直接請け負おうとする建設業者は、当該建設工事について町と請負契約を締結する日の１年７ケ月前の日の直後の営業終了の日以降に建設業法に基づく経営事項審査（経営状況分析及び経営規模等評価。以下同じ。）を受けていなければなりません。

２ 町では、建設工事の発注に当たって、経営事項審査の有効期間、経営事項審査を受けた建設工事の種類その他の必要な事項を確認するために、契約締結予定日（議会の議決に付すべき場合にあっては、本契約締結予定日。以下同じ。）の１年７ケ月前の直後の営業年度終了の日以降に受けた経営事項審査に係る総合評定値通知書の写しを提出していただくこととしております。この経営事項審査に係る総合評定値通知書は、建設業の許可を受けた行政庁（国土交通大臣又は都道府県知事）に経営規模等評価の申請と併せて総合評定値の通知について請求して取得しておかなければなりません。入札参加者は、発注者から経営事項審査に係る総合評定値通知書の写しの提出を求められたときには、直ちに提出してください。

３ 経営事項審査に係る総合評定値通知書は、審査基準日（経営事項審査の申請をした日の直前の営業年度の終了の日）を契約予定日の１年７ケ月前までの日とするものが、有効なものとなります。

なお、有効な経営事項審査に係る総合評定値通知が確認できないときは、入札参加できない又は落札決定されないこととなります。

（入札の辞退）

第７ 入札通知を受けた者は、入札の執行が完了するまで、いつでも入札辞退の手続きを行うことで、入札を辞退することができます。

２　主任技術者等技術者の確保ができない場合には、必ず事前に入札を辞退してください。

（入札保証金）

第８　一般競争入札の入札参加者は、入札前に契約希望金額（消費税及び地方消費税の課税の対象となる場合にあっては、入札金額に消費税及び地方消費税額を加えた額）の１００分の５以上の入札保証金を納めなければなりません。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を納めなくてもよいこととなります。

①　一般競争入札に参加しようとする者が、保険会社との間に町を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

②　一般競争入札に参加しようとする者が、町長が確実と認める金融機関との間で工事の履行保証の予約を締結したとき。

③　入札に参加しようとする者が過去２年間に、町、国（公社、公団を含む。）又は他の地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を２回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

④　①から③に掲げるもののほか、③に準ずるものであって、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

なお、指名競争入札においては、入札保証金を納めなくてもよいこととしていますが、契約担当者において契約を締結しないおそれがあると認める場合には、入札保証金を納めていただくこととなります。

２　入札保証金に代わる担保を提供する場合にあっては、担保の種類等について事前に契約担当者に確認の上、手続をしてください。

３　入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては契約保証金が全額納付されて契約を締結した後に、落札者以外の者に対しては落札決定後に返還します。ただし、落札者の入札保証金については、還付しないで契約保証金の一部に充当することがあります。

なお、納付した入札保証金には、利子を付しません。

（入札の取り止め等）

第９　入札参加者が連合（談合）し又は不正不穏の行動をするなど、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがあります。

２　天災地変などのやむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止することがあります。

（工事費内訳書の提出）

第 10　工事の入札時において、入札参加者は入札書と共に入札金額の内訳を記載した工事費内訳書を提出しなければなりません。提出方法および範囲は、電子入札・紙入札それぞれの発注時の指示に従ってください。

（無効となる入札）

第 11　次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

①　入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

②　入札書が所定の受付締切日時までに到着（電子入札システムへの送信完了、又は紙入札における投函・持参）しない入札

③　入札者又はその代理人が同一事項について２通以上した入札、又はこれらの者がさらに他の人を代理して行った入札

④　談合その他不正な行為によってなされたと認められる入札

⑤　【紙入札の場合】 入札書に金額、氏名若しくは押印のない入札、これらが鮮明でない入札、金額を訂正した入札、又は所定の封筒（二重封筒等）に入っていない入札

⑥　【電子入札の場合】 入札書に金額、氏名の入力がない入札、これらが鮮明に表示されない入札、金額を訂正した入札、若しくは電子署名（代理入札時の委任状署名含む）及び電子証明書に不備がある入札

⑦　入札保証金の全部又は一部を免除される場合を除くほか、入札保証金が納付されない入札、又はその金額が所定の額に達しない入札

⑧　工事費内訳書が提出されない入札、又は提出された工事費内訳書に重大な不備（白紙、積算内容の著しい不一致、ファイル破損等）がある入札

⑨　同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とした場合において、他工事の落札等により本工事に技術者を専任配置できなくなったにもかかわらず行われた入札

⑩　その他入札に関する条件及び注意事項に違反した入札

（開札）

第 12　開札は、紙入札の場合は入札場所において入札終了後直ちに、入札者及び入札立会人の立ち会いの上で行います。電子入札の場合は、指定された開札日時に電子入札システム上で行います。

２　　開札をしたときは、その開札の結果を福崎町情報公開コーナーにおいて閲覧に供します。

また、契約予定金額が２００万円を超える入札については、町のホームページ等で開札結果を公表します。

（落札者の決定）

第 13　開札の結果により、次のとおり落札者を決定します。

①　予定価格の制限の範囲内で最低の価格（売払いの場合は最高価格）をもって入札をした者を落札者とします。ただし、その者が当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約をすることが公正な取引の秩序を乱すおそれがあるなど、契約の相手方として著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者としないことがあります。

②　最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

③　総合評価方式により落札者を決定する場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が町にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とします。

2　落札者となるべき同価格の入札をした者が、2 人以上あるときは、直ちに当該入札者によるくじ引き（電子入札の場合はシステム上のくじ機能）で落札者を決定します。なお、この場合くじ引きを辞退することはできません。

（再度入札）

第 14　開札の結果、予定価格の範囲内の入札がないときは、直ちに再度入札を行います。

2　再度入札の回数は、原則として 1 回までとし、再度入札の結果落札者がないときは、入札を打ち切ります。

3　再度入札に参加できる者は、前回の入札において有効な入札をした者、及び第 11 の⑤又は⑥に該当し無効となった入札をした者で入札執行者が認めた者とします。

4　最低制限価格を設けたときは、前回の入札において最低制限価格より低い価格の入札をした者は再度入札に参加できません。

5　再度入札による入札書の記載金額は、前回の入札においての最低の価格より低い金額とします。

6　再度入札における工事費内訳書の提出は不要とします。

（契約の締結）

第 15　契約書の作成を要する場合においては、落札者は落札決定の日から 7 日以内に契約を締結しなければなりません。

2　落札者が、所定の期間内に契約手続きを怠ったときは、落札はその効力を失うことがあります。

3　落札者が、落札決定から契約締結（第 16 の仮契約を含む。）までの間に第 4 による「入札参加の資格制限」又は第 5 による「指名停止」を受けたときは、契約を締結しな

いことがあります。なお、契約を締結しない場合、町は一切の損害賠償の責を負いません。

（議会の議決を必要とする契約の締結）

第16　議会の議決に付すべき契約（予定価格が６，０００万円以上の工事又は製造の請負）については、議会の議決を得たときに契約が成立する旨を記載した仮契約書を取り交わすものとします。

２　前項の仮契約を締結した場合は、議会の議決があったとき、本契約として効力を生ずるものとします。

３　仮契約締結後、本契約を締結するまでの間に、仮契約を締結した者が、第４による「入札参加の資格制限」又は第５による「指名停止」を受けたときは、仮契約を解除し本契約を締結しないことがあります。なお、仮契約を解除した場合、町は一切の損害賠償の責を負いません。この解除に伴い生じた損害は、すべて落札者の負担とします。

（契約の確定）

第17　契約書の作成を省略する場合を除き、契約は、契約の当事者である双方の者が契約書に記名押印したときに確定します。

（契約保証金）

第18　落札者は、契約（第16の仮契約を除く。）を締結しようとするときは、契約金額の10分の１以上の契約保証金を納めなければなりません。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の一部又は全部を納めなくてもよいことになります。

①　落札者が保険会社との間に町を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を町に寄託したとき。

②　国債、銀行（小切手法第５９条の規定により銀行と同視される人又は施設を含む。）が支払保証をした小切手、銀行の保証又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（以下「保証事業法」という。）第２条第４項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証を担保として提供したとき。

２　契約保証金に代わる担保を提供する場合にあっては、担保の種類等について事前に契約担当者に確認の上、手続をしてください。

（工事保険）

第19　落札者は、契約を締結しようとするときは、建設工事請負契約書第59条に基づく工事保険に加入し、加入を証明する書類（写し）を提出して下さい。（発注者が加入を求めた場合に限る。）

２　工事保険とは、工事の施工に関して工事目的物及び工事材料、支給材料、第三者への

損害等が発生した場合、その損害等を賠償する保険をいいます。

3　落札後に保険へ加入する場合は、加入申込書の控え（写し）を契約書類と共に企画財政課へ提出してください。加入後は速やかに保険証券等の写しを工事担当課へ提出してください。

4　書類の提出がない場合、契約の締結は行いません。

（暴力団排除に関する誓約書）

第 20　「福崎町暴力団排除条例（平成 25 年福崎町条例第 3 号）」及び「福崎町公共工事等に関する暴力団排除措置要綱（平成 25 年福崎町告示第 137 号）」に基づき、契約金額が税込２００万円を超える契約を締結しようとするときは、自身が暴力団等に該当しないことなどについての「誓約書」を提出してください。

2　該当する契約案件については、契約書を交付する際に「誓約書」を渡します。契約書・契約関係書類とあわせて提出してください。

3　議会の議決に付すべき契約に該当する場合は、仮契約書の提出の際に「誓約書」を提出してください。

4　１次以下を含むすべての下請契約（建設工事のみ）の契約金額が税込２００万円（同一の契約に係る複数の下請契約を同一の当事者間で締結した場合は、その合計金額）を超える場合は、下請契約の受注者から、自身が暴力団等に該当しないことなどについての「誓約書」を提出させて、その写しを速やかに工事担当課へ提出してください。

5　4 に係る「誓約書」の写しには、当該誓約書の発注者・受注者間で交わした下請契約書の写しを添付してください。

6　「誓約書」の提出がない場合は、契約（議会の議決に付すべき契約に該当する場合は仮契約）の締結は行いません。また、4 に定める「誓約書」の写しの提出がない場合、契約の解除、入札参加停止等の措置を講じることもあります。また、5 に定める下請契約書の写しの提出がない場合は書類不備として扱う場合があります。

（建設業退職金共済制度）

第 21　落札者は、契約を締結しようとするときは、当該契約金額が１００万円以上の建設工事である場合においては、契約金額及び業種に応じ別に定める割合により計算した額以上の共済証紙を購入し、購入の際に金融機関が発行する掛金収納書を貼り付けた建設業退職金共済証紙購入確認書（以下「証紙購入確認書」という。）を提出しなければなりません。

2　請負者が工事の一部を下請業者に施工させるときは、下請業者が雇用する建設業退職金共済制度（以下「建退共」という。）対象労働者に係る共済証紙を併せて購入し、現物により下請業者に交付してください。

下請業者が建退共に未加入のときは、元請業者から当該下請業者が建退共に加入す

るよう指導してください。

3　契約金額が１００万円未満の工事については、証紙購入確認書の提出は省略しますが、共済証紙は購入しなければなりません。

4　共済証紙は、当該契約に係る工事に従事する建退共の対象労働者に賃金を支払ったときに（少なくとも月１回)、その労働者を雇用した日数分を建設業退職金共済手帳に貼り、消印してください。

（前金払・中間前金払）

第 22　次の各号の全てに該当する工事等については、前金払をすることができます。

①　公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）に基づき登録を受けた保証事業会社の保証のある公共工事（前金払を受けようとする者は、保証事業会社と前払金の保証契約を締結した保証書及びその写しを工事担当課に提出すること。）

②　請負金額が１件５００万円以上である公共工事

2　前金払の額は、次の各号に掲げる範囲内とし、その額に１０万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とします。

①　土木建築に関する工事については、請負金額の１０分の４以内

②　土木建築に関する工事の設計、調査及び機械の製造又は測量については、請負金額の１０分の３以内

③　債務負担行為又は継続費に基づき、工期が２箇年以上にわたる契約についての前払金額は、原則として各年度ごとに当該年度の出来高予定額又は支払限度額に前金払の割合を適用して計算した額（町長が特別な理由があると認めるときは、当該年度の予算の範囲内において全請負金額を対象とすることがある。）

3　前金払を受けた土木・建築工事であって、次の各号の全てに該当するものについては、請負金額の１０分の２を超えない範囲内で、既にした前金払に追加して中間前金払をすることができます。

①　請負金額が１件５００万円以上かつ工期が９０日以上であること。

②　工期の２分の１以上を経過していること。

③　工程表により工期の２分の１を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

④　既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の２分の１以上の額に相当するものであること。

4　前項の中間前金払と部分払は選択制とし、部分払をする工事については中間前金払は行いません。

（工事等の着手）

第 23　契約を締結した者は、契約を締結した日から７日以内に工事等に着手しなければなりません。

（建設業法関連、技術者の適正配置等）

第 24　建設業法は、建設工事の適正な施工の確保を図るために、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理を行う者として、「主任技術者」を置かなければなりませんが、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が、４，０００万円（建築一式工事の場合は６，０００万円）以上となる場合には、特定建設業の許可必要になるとともに、主任技術者に代えて「監理技術者」を置かなければなりません。

２　主任技術者又は監理技術者は、公共性のある工作物に関する重要な工事については、工事現場ごとに専任でなければなりません。「専任」とは、「他の工事現場の主任技術者又は監理技術者との兼任を認めないこと。」を意味し、常時継続的に当該建設工事現場に置かなければならないとされています。また、専任の者でなければならない監理技術者は、「監理技術者資格者証」の交付を受けている者であって、監理技術者講習を受講したもののうちから選任しなければなりません。

なお、「重要な工事」とは、建設工事で工事１件の請負代金の額が３，５００万円（建築一式工事の場合は７，０００万円）以上のものをいいます。

３　「建設産業における生産システム合理化指針」に沿って、合理的な元請・下請関係を確立するとともに、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成 17 年法律第 18 号）の基本理念にのっとり、適切な金額での下請契約の締結を行い、技能労働者等の育成・確保や賃金安全衛生等の労働環境の改善等が適切に行われるよう努めて下さい。

４　請負人は、工事を施工するために下請契約を締結した場合は、施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに本町監督員（以下「監督員」という。）にその写しを提出しなければなりません。また、各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければなりません。

５　請負人は、その請け負った建設工事を一括して他人に請け負わせてはなりません。

なお、当町においては下請業者についても建設業法の許可を有していることを要件とします。

（工事検査及び工事成績）

第 25　請負人は、工事が完了した後で工事完了届を提出し、当町立会の下で工事検査を受けなければなりません。

２　請負金額が２５０万円以上の工事については、工事成績を請負人に対して通知します。

【 説 明 事 項 】

１　発　注（通知及び設計図書等の取得）

（１）【電子入札の場合】 電子入札システムにより指名通知（又は一般競争入札の資格確認通知）を行います。設計図書等は「兵庫県電子入札共同運営システムポータルサイト」より、通知に記載されたパスワードを用いてダウンロードして取得してください。

（２）【紙入札の場合】 指名業者に対する工事等の発注は、電話等により指名の通知をしますので、連絡を受け次第、企画財政課（２階）（又は上下水道課）まで入札・見積通知書並びに設計図書及び仕様書（以下「設計図書」という。）を受取りに来てください。ただし、日時、受渡し場所を指定する場合がありますので注意してください。なお、連絡がつかない場合は指名を取り消すことがあります。

（３）入札に関する条件及び注意事項は、設計図書等およびシステム・書面上の通知書に表示していますので、十分熟読し、理解した上で入札に参加してください。

（４）建設工事の入札においては、指名通知をする日又は当該入札の前日までに、有効な経営事項審査の結果通知書（「経営規模等評価結果通知書」）の写しが提出（又はシステム上で登録）されていない場合は、入札に参加することができません。

２　入札執行

（１）【電子入札の場合】 指定された入札書受付期間内に、電子入札システムを通じて入札書を提出（送信）してください。緊急時等で町が特に認めた場合を除き、郵送や持参によるものは受け付けません。

（２）【紙入札の場合】 指定された入札日時に、次のものを用意して、指定された入札場所（役場２階大会議室）にお越しください。

①　入札書　２枚以上及び長３（普通）封筒１枚
②　貸与した設計図書
③　委任状（委任のある場合。指定様式なし）
④　使用印鑑又は委任のある場合は委任状に押印した受任者の印鑑
⑤　工事費内訳書（あらかじめ提出を求められている場合）

（３）入札金額は消費税及び地方消費税を除いた金額としてください。一度提出した入札書は、書き換え、引き換え、撤回はできません。

３　開　札

（１）【電子入札の場合】 開札は、指定された執行日時に電子入札システム上で行います。入札者の来庁および立ち会いは不要です。

（２）【紙入札の場合】入札執行時間がきますと入札控室において入札事務担当者が工事(業

務）番号及び工事名を読み上げますので該当工事の入札参加者は、速やかに入札室に入り着席してください。入札室への入室は原則として１名とし、入札には入札者の立会いを必要とします。入札執行者（補助者）が開札開始を宣言し、開札を行います。

（３）開札結果は、電子入札システム上、又は福崎町情報公開コーナーにおいて閲覧に供します。また、予定価格が２００万円を超える入札については、町のホームページ等で開札結果を公表します。

４　落札決定

（１）開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とします。

（２）最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

（３）落札者となるべき同価格の入札をした者が、２人以上あるときは、直ちに当該入札者によりくじ引き（電子入札の場合はシステム上のくじ機能）で落札者を決定します。なお、この場合、くじ引きを辞退することはできません。

５．再度入札

（１）開札の結果、予定価格の範囲内の入札がないときは、直ちに再度入札を行います。

（２）再度入札の回数は、原則として１回まで（初度と合わせて２回を限度）とし、再度入札の落札者がないときは、原則入札を打ち切ります。

（３）【電子入札の場合】 システムを通じて再度入札の通知を行います。指定された締切日時までに、前回の最低価格（自己の入札価格）を下回る金額で、システムから再度入札書を提出してください。

（４）【紙入札の場合】 入札室において、開札後ただちに再度入札を行います。

（５）最低制限価格を設けたときは、前回の入札において最低制限価格より低い価格の入札をした者は再度入札に参加できません。

（６）再度入札における工事費内訳書の提出は不要とします。

６　契約の手続き

（１）入札終了後（電子入札の場合は落札通知の受信後速やかに）、企画財政課において落札者に契約保証金の納付方法を確認しますので確定しておいてください。なお、契約保証金は以下のいずれかによります。

①　現金で納付

②　納付の免除を受ける場合

保険会社との間に契約を締結した町を被保険者とする履行保証保険の保険証書を寄託

③　担保の提供をもって代える場合

ア　国債を担保として提供

イ　銀行の保証を担保として提供

ウ　銀行が支払保証をした小切手を担保として提供

エ　保証事業会社の保証を担保として提供

（２）【紙入札の場合】入札終了後、企画財政課又は工事担当課において落札者に設計図書を渡します。（※電子入札の場合は各自ダウンロードしたデータを使用してください）

（３）落札決定後（紙入札の場合は入札日の指定した時間以降）、企画財政課において次の書類を交付しますので必ず受け取り手続きを行ってください。

①　契約書（２部）

②　契約保証金納入通知書（現金で納付する場合）

③　建設業退職金共済組合証紙購入確認書（工事で必要な場合）

④　誓約書（暴力団関係）（必要な場合）

⑤　現場代理人及び主任技術者等並びに下請人等通知書

※下請がある場合は建設業法許可証の写しを必ず添付してください。

⑥　経歴書

⑦　建設業法第２６条第３項に違反していない旨の誓約書

（建設業法に規定する重要な工事に該当する工事の場合）

⑧　工事承認願・工事用材料使用承認願

⑨　工事（業務）工程表

⑩　実施工程表

⑪　施工体制台帳（再下請通知書、施工体系図含む）

⑫　工事完成届（工事で必要な場合）

⑬　公共工事前払金交付申請書　（前払金がある場合、工事で必要な場合）

⑭　工事（業務）請負金請求書

⑮　誓約書（暴力団関係：下請者用）及び下請契約書（必要な場合）

※①～④ついては企画財政課に、

⑤～⑦については工事担当課に、⑨⑩については契約締結後７日以内に工事担当課に提出してください。

⑪については下請契約締結後（契約内容に変更があった場合も含む。）作成し、速やかに工事担当課へその写しを提出して下さい。

７　契約の締結

（１）落札者は、交付した契約書を作成し、収入印紙を貼り付け、押印、割印のうえ契約日までに次の書類とともに企画財政課に提出し契約を締結してください。

①　契約保証金関係書類

ア　契約保証金を現金で納める場合･･･契約保証金納入通知書の領収書（写し可）
イ　契約保証金の免除を受ける場合・・・履行保証保険証書
ウ　契約保証金に代えて担保を提供する場合・・・各担保

② 工事保険加入書類（下記ア・イのいずれかを提出してください）（いずれも写し可）
ア　保険証券
イ　その他加入が確認できる書類（加入申込書等）

③ 建設業退職金共済組合証紙購入確認書（工事で必要な場合）

④ 誓約書（暴力団関係）（必要な場合）

（２）落札者が契約の日までに契約書を提出しないときは、落札はその効力を失う場合があります。

（３）契約は、契約の当事者である双方の者が契約書に記名押印したときに確定します。

８　議会の議決を必要とする契約

（１）予定価格が６，０００万円以上の工事又は製造の請負の契約については、議会の議決を必要とします。この場合については、議会の議決を得たときに契約が成立する旨を記載した仮契約書を取り交わしますので、仮契約日までに契約書及び誓約書（暴力団関係）を作成し企画財政課へ提出してください。

（２）前項の仮契約を締結した場合は、議会の議決があったとき、本契約として効力を生ずるものとします。

なお、本契約日に契約保証金関係書類及び建設業退職金共済組合証紙購入確認書並びに工事保険加入書類を企画財政課へ提出してください。

９　工事等着手

（１）契約を締結した者は、契約を締結した日から７日以内に工事等に着手しなければなりません。

（２）工期の開始は、契約日の翌日から起算します。

（３）契約金額が２，５００万円以上の工事は、受注時、変更時、完成時の各時点において工事実績等の登録業務として一般財団法人日本建設情報総合センターが運営管理する工事実績情報サービス（ＣＯＲＩＮＳ）に基づき「工事カルテ」を作成し、監督員の確認を受けた後、ただちに当該センターに登録し、当該センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを監督員に提出してください。

10　前金払・中間前金払・部分払

（１）次の各号のすべてに該当する工事等については、前金払を申請することができます。

① 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第２条第１

項に規定する公共工事であること。

② 請負金額が1件５００万円以上であること。

（2）前金払の申請および請求手続き

① 前払金の保証契約を締結した保証書及びその写し1部を、公共工事前払金交付申請書及び工事前払金請求書に添付し、契約締結後３０日以内に工事担当課へ提出してください。

② 前払金は、申請書及び請求書を受理した日から起算して１４日以内に支払います。なお、前払金の支払は前金払専用口座に限ります。

（3）前金払の額

① 前金払の額は、契約金額の 10 分の 3 以内（建設業法第 2 条第 1 項に規定する建設工事にあっては 10 分の 4 以内）で、１０万円未満は切り捨てます。

② 限度額は、５，０００万円以内とします。

（4）中間前金払の手続き

① 中間前金払を受けようとする場合は、あらかじめ「中間前金払認定請求書」及び「工事履行報告書」を工事担当課へ提出し、要件の適合確認（認定）を受けてください。

② 認定書の通知後、保証事業会社と中間前払金に係る保証契約を締結し、交付された保証証書を添えて申請・請求を行ってください。支払期間は、前金払に準じ、受理日から起算して１４日以内となります。

（5）部分払の手続き

① 給付の完了前に出来高に応じ部分払を希望する場合、財務規則に定める限度額の範囲内（既済部分の代価の１０分の９等）で部分払を申請することができます。

② 部分払を申請できる回数は、財務規則第１３７条に基づき請負代金の額に応じて定められています。（例：50 万円以上 500 万円未満は 1 回、500 万円以上 2,000 万円未満は 2 回、2,000 万円以上 1 億円未満は 3 回以内、1 億円以上は契約金額から 1 億円を減じて得た額を 1 億円で除して得た数の整数部分に 3 を加えて得た回数）。

③ 前払金がある場合は、支払額算出の際に一定の前払金精算（出来高比率による差し引き）が行われます。

11 文書による指示及び工事成績の通知

（1） 請負人が正当な理由なく監督員等の指示に従わなかった場合には、原則として指名停止や指名回避等の処分を行います。

（2） 工事成績を通知した工事についてその点数が６５点に満たない工事を行った請負者に対しては、次回以降の入札について指名回避することがあります。